

○高松市産業廃棄物審議会規則

平成 11 年 3 月 29 日

規則第 51 号

高松市産業廃棄物審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高松市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成 10 年高松市条例第 46 号)第 8 条第 5 項の規定に基づき、高松市産業廃棄物審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、環境局環境指導課において行う。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による最初の審議会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成 16 年 3 月 31 日規則第 28 号)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

以下 略